



自然公園法の目的

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

自然の風景地

優れた自然の風景地
(多様な生態系を包含)

優れた自然
(生態系、希少種・・・)

保護と利用





国立公園等の指定状況

平成29年8月8日現在

種別	公園数	面積 (陸域)	国土面積に 対する割合(%)
国立公園 (国指定、国管轄)	34	219万ha	5.8
国定公園 (国指定、県管轄)	56	141万ha	3.7
都道府県立自然公園 (県指定、県管轄)	311	197万ha	5.2
合計	401	557万ha	14.7

日本の陸域保護地域の
中核的存在

地域制と営造物型

	地域制自然公園	営造物型自然公園
採用国	日本、イギリス、イタリア、韓国等	アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス等
特徴	<u>土地所有の有無にかかわらず、公園管理者が区域を定めて指定し、公用制限を実施</u>	<u>土地の権原を公園管理者が所有し、公園専用用地として利用</u>
メリット	公園指定に当たって、土地を取得する必要がなく、 <u>広大な地域の保全が可能</u>	土地は公園専用地であり <u>厳正な自然保護が可能</u> 利用規制もしやすい
デメリット	<u>土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要</u> 厳正な自然保護は困難	<u>古くより稠密な土地利用、土地所有がなされてきた地域では、公園の設定は困難</u>
管理体制	<u>複層的な地域管理</u> 管理体制は国によって様々	<u>一つの機関(政府機関等)が財産として直営管理</u>

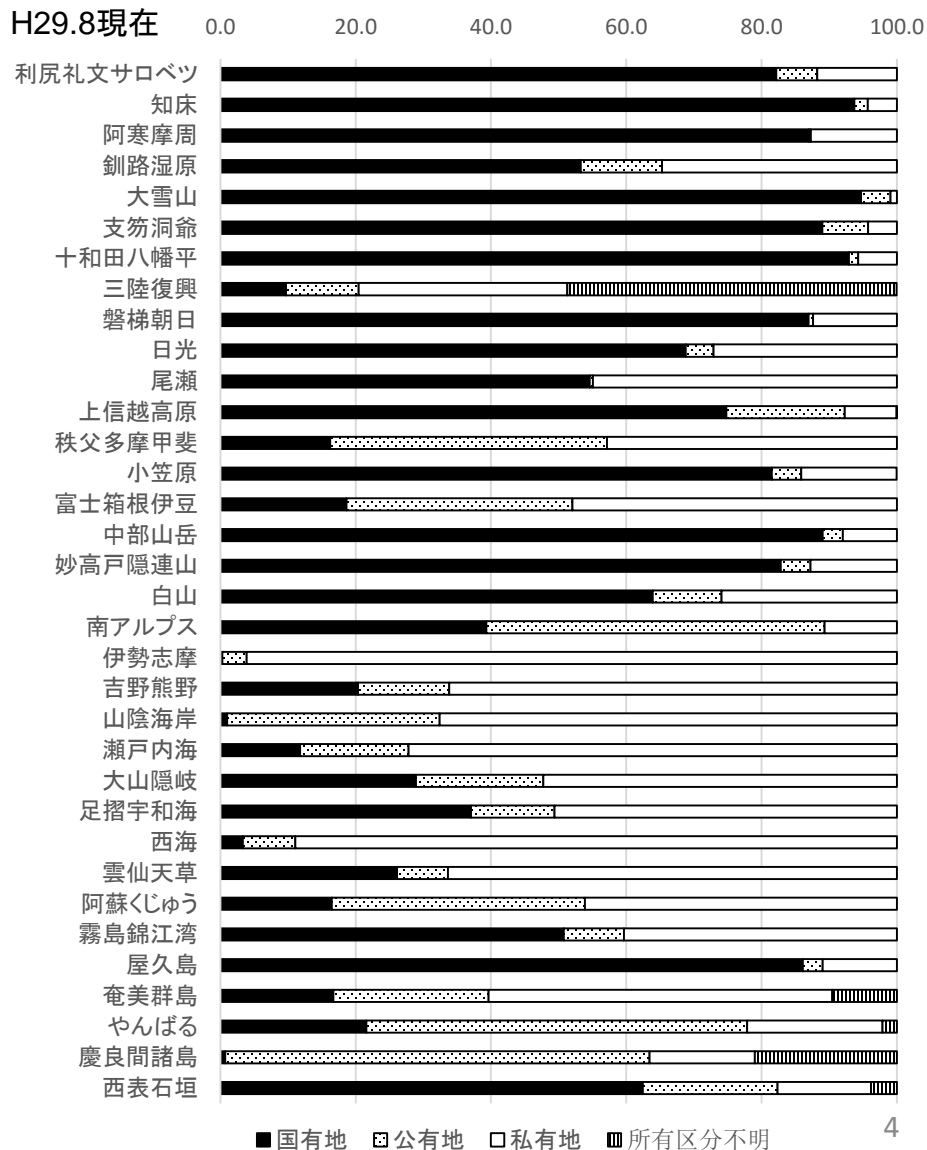


自然公園の土地所有

- 国有地の大部分は国有林（林野庁所管）
- 環境省所管地は集団施設地区の一部等（国有地の約0.6%）

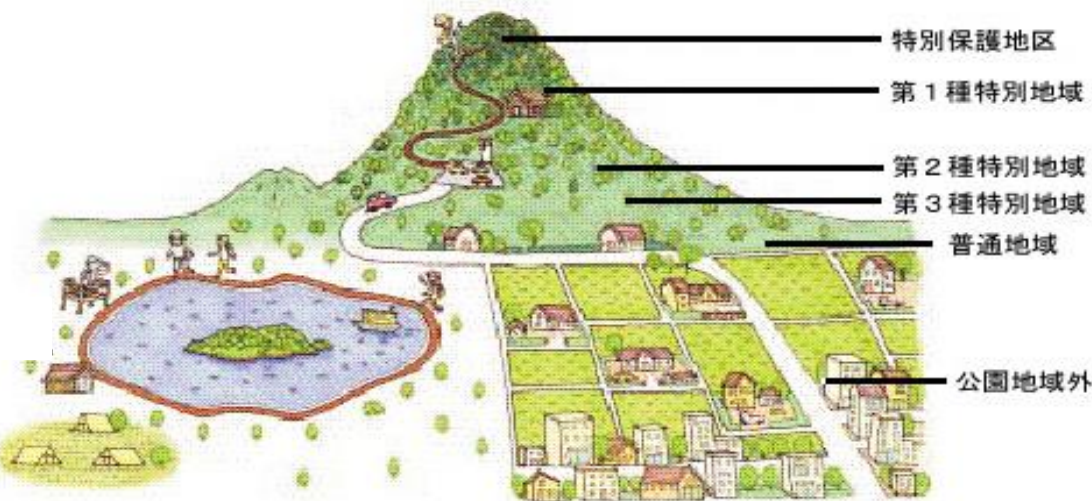
平成29年3月31日現在

	国立公園	国定公園
国有地	60.2%	43.9%
公有地	12.9%	13.9%
私有地	26.0%	42.1%



国立公園の指定と公園計画

- 保護のためのゾーニング
- 利用のための施設配置

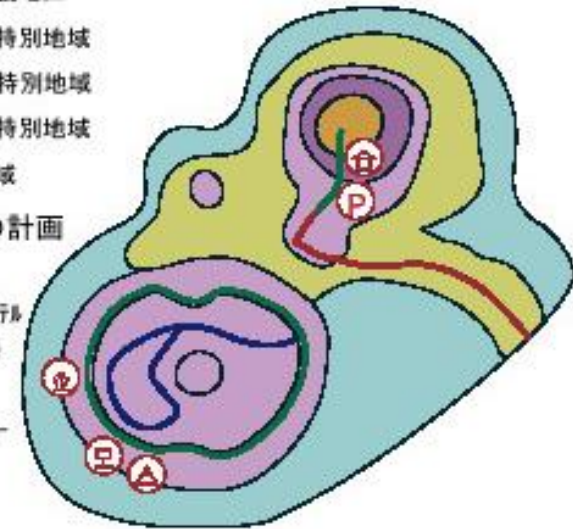


保護のための計画

- 特別保護地区
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

利用のための計画

- 園地
- 山小屋・行所
- キャンプ場
- 駐車場
- ビジターセンター
- 車道
- 歩道
- 遊覧船





公園計画の体系

公園計画

規制に関する計画

保護規制計画

各種行為規制に関するゾーニングの計画

- ・ 特別保護地区
- ・ 特別地域
- ・ 普通地域 等

利用規制計画

マイカー規制等の利用の規制に関する計画

事業に関する計画

保護施設計画

国立公園の自然を保全、再生するために必要な施設

- ・ 自然再生施設
- ・ 植生復元施設 等

利用施設計画

国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備の計画

- ・ 集団施設地区
- ・ 歩道、車道、園地、駐車場、宿舎
スキー場、野営場、博物展示施設 等



許可と認可のフロー

Step 1

区域の指定 & 公園計画の策定

Step 2

特別地域の指定

風致景観を保全するため、
影響を及ぼす行為（工作物
の設置、木竹の伐採等）を
一律に規制

事業決定

施設整備にあたり、国立公
園の保護と利用に必要な施
設の規模、収容力などの概
略を決定

Step 3

行為許可

・財産権を尊重し、風致景
観への影響が少ない行為
について、基準の範囲内
で許可

事業執行

・国立公園事業は国が執行
・国以外の者は環境大臣の
同意または認可を受けて
その一部を執行すること
ができる

無い方がよい

利用に必要

行為許可と事業認可の違い

行為許可

特別地域により一律に禁止された開発行為を、基準の範囲内で**限定的に解除**

事業認可

公園計画に基づく**公益性**にかんがみ、**事業認可の基準**により判断し、事業を認める（行為規制は適用除外）

特別地域による規制

